二　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床として総務大臣が調査した病床の前年度の三月三十一日現在における数（その数が三十を超える場合には三十とする。）に一、六九七、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターについて、前年度の三月三十一日現在における救命救急センターごとにその有する病床の数に四、四七二、〇〇〇円を乗じて得た額（病床の数が三十以上の場合は、一三四、一六六、〇〇〇円）

四　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、総務大臣が調査した次表の上欄に掲げる種別の病床の前年度の三月三十一日現在における数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	三、五五〇、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	二、八四〇、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	一、七七五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	一、四二〇、〇〇〇円

五　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用のものとして総務大臣が調査した病床の前年度の三月三十一日現在における数に一、四〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額

第二条第一項第三号イの表に次の二号を加える。

区分	額
一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営するもの（市町村が組織する組合の経営する診療所は、道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの前年度の三月三十一日現在における病床（同日現在において休診している診療所の病床及び前三年度継続して利用のない病床の種別に属する病床を除く。）の数にそれぞれ同表の額に掲げる額を乗じて得た額の合算額	
最寄りの一般病院（医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床であるもののうち、主として理学療法若しくは作業療法を行う病院又は当該病院の施設が主として児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院をいう。）までの最短の距離（当該病院所在地から通常利用する場合における経路のうち最短のものの長さをいう。）が十五キロメートル以上の診療所	一、二三〇、〇〇〇円
右欄以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所	八二〇、〇〇〇円

六十九　有床診療所に要する経費があること。

七十　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに用する経費があること。

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する前年度の三月三十一日現在における救急診療所について、救急医療を要する傷病者のための専用病床として総務大臣が調査した病床の数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、一部事務組合又は広域連合が経営するものであつて、次の各号に掲げる条件を満たすものとして総務大臣が調査した前年度の三月三十一日現在における診療所数（一部事務組合が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）に三二、九〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

一　病床を有しないこと。

二　前年度の休日及び夜間における診療時間の合計時間が四、六二二時間以上であること。

三　道府県の医療計画において、救急医療を担うものとして定められたものであること。

第三条第一項第三号ロの表第三号中「四八〇、〇〇〇円」を「四七〇、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一一、一六〇、〇〇〇円」を「一〇、〇四〇、〇〇〇円」に、「二六〇、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「六一〇、〇〇〇円」を「六二〇、〇〇〇円」に、「一、〇四〇、〇〇〇円」を「一、〇〇〇、〇〇〇円」に、「当該道府県」を「当該市町村」に、「六七〇、〇〇〇円」を「六〇〇、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に改め、同表第五号中「八円」を「七円」に、「〇・〇五七」を「〇・〇五四」に改め、同表第七号中「第三条第一項第一号イの表第六号及び同項第三号イの表第六十号」を「第三条第一項第一号イの表第五号及び同項第三号イの表第五十六号」に改め、同表第八号中「137,000円」を「123,000円」に、「111,000円」を「69,000円」に、「31,000円」を「22,000円」に改め、同表第九号中「696.2円」を「700.4円」に改め、同表第十二号中「八、〇〇〇、〇〇〇円」を「六、〇〇〇、〇〇〇円」に改め、同表第十五号中「前条第一項第一号の表第四十七号」を「前条第一項第一号の表第四十六号」に改め、同表第十六号中「前条第一項第一号の表第五十号」を「前条第一項第一号の表第四十九号」に改め、同表第十九号中「前条第一項第一号の表第四十八号」を「前条第一項第一号の表第四十七号」に改める。

第三条第一項第四号ロ中「四、二二五円」を「四、八〇五円」に改める。

第四条第一項第一号の表第六号中「自然災害防止事業等」を「自然災害防止事業」に改める。

第四条第一項第三号イ中「当該年度の」の下に「六月分及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第五条第一項第三号イの表第三号を削り、同表第四号から同表第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十八号を削り、同表第二十九号を同表第二十七号とし、同表第三十号を同表第二十八号とする。

附則第三項中「第二条第一項第一号の表第二十一号、第四十一号若しくは第五十二号」を「第二条第一項第一号の表第二十号、第四十号若しくは第五十一号」に、「同項第三号イの表第二十三号、第三十号、第五十九号若しくは第六十七号」を「同項第三号イの表第十九号、第二十六号、第五十五号若しくは第六十二号」に、「附則第八項」を「附則第九項」に改める。